

中国古代における障害者福祉思想の形成と その特徴に関する一研究

— 律令による障害者規定までの古代福祉思想をめぐって —

肖 放

(2008年10月2日受理)

The Formation and Characteristics of Welfare Philosophy in Ancient China
— Ancient welfare philosophy until the times with laws for persons with disabilities —

Xiao Fang

Abstract: The main subject of this paper was discussed the formation process of Philosophy about the welfare for persons with disabilities in the time of ancient China “Tang” based on the history data. The formation process of legal codes in ancient China and Japan(RITSURYOU) about the welfare was divided into four stages: “The term of the dawn time of regulation for persons with disabilities, the term of concrete image about the policy and the term of establishment of the primitive welfare system”. Furthermore, it was also discussed about the feature of philosophy of the welfare for persons with disabilities in ancient China and the difference from philosophies of the welfare in present European and American.

Key words : ancient China; persons with disabilities; welfare philosophy

キーワード : 古代中国 ; 障害者 ; 福祉思想

はじめに

歴史上、洋の東西を問わず、農業生産の確保と社会秩序の維持のため、歴代政権のもとで古くから老人、障害者などの社会的弱者に対して、様々な救済政策が行われていた。これらの原始的「救済型」福祉思想による救済施策は理論的・制度的に人類始まって以来形成された血縁・地縁による相互扶助と政治的・宗教的理念に基づく生活援助が中心であり、恩恵的・慈善的性格が含まれている。人類社会における最初の法制化

された救済制度はイギリスのエリザベス一世のもとで作られた「救貧法」(1601)であると言われている。しかし、残された数々の古代中国の歴史資料を分析することによって、2500年以上も前に古代中国による国家レベルの救済思想体系はすでに構築されていたことが明白となった。さらに、同じ原始的救済理念でも、結果的に古代西ヨーロッパのような労働力を失った高齢者の排除や、障害者の迫害・抹殺の歴史とは違って、古代中国では伝統的な社会的規範のもとでこうした社会的弱者を手厚く保護してきたと言える。その違いの主な原因について、文化的な要素が重要な意味を持つことは容易に考えられる。

本論文は、博士課程候補論文を構成する論文の一部として、以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員 : 落合俊郎 (主任指導教員), 中村春作,
船津守久, 若松昭彦

一方、この古代中国の原始的な福祉理念は、長い歳月を経て社会の隅々に浸透し、関係法律規定をはじめ現代社会に至るまで一貫して継承され、現代の救済型

中国福祉制度の理念として大きな影響を發揮している。中でも弱者観や弱者救済の理念は、いまでも中国の人々の福祉における判断基準となっている。さらに、近年、福祉分野において東アジアの特性に根ざした、いわゆる「東アジア型福祉モデル」の構築に関する議論が東アジアだけではなく、欧米でも盛んになってきている。この東アジアの福祉体制研究の合理的・積極的な根拠というべきものは、言うまでもなく東アジア各国の歴史的、文化的な共通点である。古代中国文化・政治体制の伝播と共に、東アジアにおける現代福祉理念や障害者観にも古代中国の原始的福祉理念・制度からの影響は少なからず存在すると考えられる。

しかし、現代中国や東アジアの福祉のあり方に大きな影響を果たしているにもかかわらず、中国古代福祉制度に関する系統的な研究はまだ少ないのが現状である。何千年も受け継がれてきた中国古代文化から生じた、欧米とは違った弱者・障害者に対する見方は一体何であろう。文化という歴史の弾みが作用している限り、そのプロセスを解明しないまま、欧米のいわゆる福祉先進国の制度を受け入れることは、いつか行詰まりになるに違いない。すなわち、この解明作業は、中国の障害者福祉のあり方を提言できるのみならず、東アジア地域社会における障害者問題を考察・論議する上で大変重要視すべき課題である。

本論では、残されたいくつかの典型的な歴史的資料を手がかりに、古代中国の長い歴史の中で、救済の対象となりがちな障害者・弱者は政治の中でどのような立場に置かれたか、そして律令の障害者規定を代表とする唐・宋朝までの、古代中国における障害者福祉思想の形成とその特徴について探る。

1. 中国における原始障害者福祉思想の形成過程

歴史資料の中から、古代障害者福祉思想に関する資料を順に追って見ることによって、古代障害者福祉思想の黎明期、そして具体的な政策の制定、福祉システムの構想、完成法としての律令障害者関係規定と、四つの段階に大きく分けることができよう。

1) 黎明期

太古のまだ史書の無い時代において、弱者などに対する処遇に関して、後世による記述や推測に頼まざるを得ない部分がある。

中国の歴史上最初の王朝は今から約4200年前の「夏」である。その後は「商」と「周」と合わせて約1800年の歴史である。歴史上福祉に関する比較的早い書物は西周の周穆王（-BC940）が呂侯を命じて制定した法

律——『呂刑』であった。この『呂刑』は前の時代の「夏」「商」の時代に使われた『禹刑』に基づいて作られたものと言われている。『呂刑』の制定に当たって当時の政治的社会的背景などが書かれた序の中で、統治者に欠かせない政治的な配慮として「鰥寡无盖」（老いて配偶者のいない男女や無力な人々）に関する記述があった。つまり、「鰥寡无盖」という弱者層は当時の統治者の中で無視できない存在であったことが見受けられる。これらの考えは理論的ではなく、単に社会の安定を図るものであった。また「商」末から「周」初期にかけて成書とされる『周易・益』の中に、「君子以振民育德」（一国の君主は民を救済することによって功德を積む）の記述があり、「救済」は君主としての「責務」であるという考えは、その時代にすでに形成されたと推定できる。

2) 具体的な福祉政策の登場

「夏」「商」の後の「周」王朝において、明白な弱者の定義や救済政策が登場することとなった。

この時期において、「礼」の概念がより鮮明になった。「礼」はつまり道徳規範であり、後で形成された儒教の原点でもある。また、中国古代において、「礼」は大変重要な意味を持っている。「为政先礼,礼为政本」（政治・政策に礼をもって行うべし）と言われるほど「礼」は道徳規範でありながら、法律規範でもある。また、「礼」と「法」の融合は中国古代法律の最も大きな特徴である。すなわち、儒教の重要な経典であった『周礼』と『礼記』は国家の行政綱領として、周王朝の福祉制度を考察する際重要な手がかりとなる。

『周礼』は周王朝の政治家周公旦が起草した官制制度とその職務についての改革案であった。『周礼・地官司徒』は、中国で最古の成文福祉制度とも言える「以保息六,养万民」の政策である。その具体的な規定とは「以保息六,养万民：一曰慈幼,二曰养老,三曰振穷,四曰恤贫,五曰宽疾,六曰安富」（安撫百姓の六項目によって万民を養う：一つは幼い子どもを慈しむ、二つは高齢者を養う、三つは困窮者を支える、四つは貧困者を救済する、五つは病者の夫役を減免する、六つは富裕者を安心させる）。この六項目は当時の福祉対象について定義した。特に「宽疾」について注目しなければならない。はじめて明確に障害者を支援対象として規定した。

さらに、『周礼』は具体的な執行責任者についても詳しく規定した。表1は、『周礼』における主な関係職責に関するものである。

また、『周礼・秋官司寇』には「以肺石达穷民。凡远近载独,老幼之欲有复于上,而其长弗达者,立于肺石三日,士听其辞,以告于上,而罪其长。」（赤い石に

表1 主な民政関係者の職責

役職	原文	和訳
役職(高い順)	関係責務	
小司徒	・・・以辨其贵贱, 老幼, 废疾。凡征役之施舍, 与其祭祀, 饮食, 丧纪之禁令・・・	・・・(地域住民の状況を把握し) 貴賤, 老幼, 廢疾者を区分し, 彼らの力役を免除すると共に祭祀, 飲食, 葬祭の禁令を管理し, 彼らをして礼法を失わぬようにする・・・
乡师	・・・辨其老幼, 贵贱, 废疾, 马牛之物, 辨其可任者与其施舍者。	・・・(法律に基づく) 老幼, 貴賤, 障害・病弱者から牛馬などに至るまで詳知し, 強壯で労役に耐える者と免除すべき者とを区別する。
乡大夫	・・・以岁时登其夫家之众寡, 辨其可任者。国中自七尺以及六十, 野自六尺以及六十有五, 皆征之。其舍者, 国中贵者, 贤者, 能者, 服公事者, 老者, 疾者皆舍,・・・	・・・定期的に男女の人数を調べ, 中にどれ位仕事可能な者がいるのかを知る。王城内は26歳より60歳まで, 効野は15歳より65歳まで, すべて国家のために労役に服する義務がある。免除されるものは, 王城内の爵位があり身分の高いもの, 徳行のある者, 才能のある者, 政府機関に服務する者, 老衰者, 疾病ある者。
族师と遂人	・・・辨其贵贱, 老幼, 废疾, 可任者・・・	・・・(法律に基づく, 住民状況を調査し) 貴賤, 老幼, 障害・病弱者及諸仕事の任に耐え得る者・・・(を把握する)

注: 日本語訳について『周礼通釈』(本田,1977)の訳を参考した

立って, 告げることでできない窮民達の怨訴を伝達する。遠近に兄弟の無い者, 子孫の無いもの, 高齢者と幼い者が国の王や統治者に陳情しようとしても, 彼らの地方行政長官が伝達することを承知しないときは, 外朝門の右にある上告用の赤い石の上立って三日す

ると, 次の朝, 役人は彼らの告辞を受けて王と統治者に伝達し, 彼らの長官を処分する。)がある。この「肺石」に関する規定は, 弱者の統治者への意思伝達手段として設けられたことが推測できる。

『周礼』の福祉制度に関する記載は福祉の対象者から具体的な責任所在まで比較的連続性のあるものであった。ただ対策は予防ではなく, 一時的な対処法の意味合いが強い。

『礼記』とは漢前期(BC206-)に作られたものと言われている。周から漢にかけて各王朝の礼に関する文献を集めたものである。『周礼』と同じ, 後世に大きな影響を持つ儒教の経典となる。『礼記』の中で, 社会的弱者に対する記述がある。『礼記・王政』の記載によると, 「少而无父者谓之孤, 老而无子者谓之独, 老而无妻者谓之矜, 老而无夫者谓之寡。此四者, 天民之穷而无告者也, 皆有常饘。瘠羸, 跛, 躄, 断者, 侏儒, 百工各以其器食之。」(父親のいない子どもは「孤」であり, 子どものいない高齢者は「独」であり, 妻のいない高齢の男性は「矜」であり, 夫のいない高齢の女性は「寡」である。この四者は天から授かった民衆にもかわからず, 苦しい生活を強いられ, 援助を求める人がいない。これらの全員に常に口糧を支給する。唾・糞, 足の不自由, 断肢者, 小人症などに対して, 生活を営むために能力に応じて職を斡旋する。)

以上の記述から, 子ども・高齢者・障害者を支援対象として定め, また母子家庭を「孤」に分類し, 要援護の対象とみなすことや, 障害者に対する職の斡旋を通しての自立支援など, 現代中国の福祉行政基準とほとんど同じである。障害者の概念に対しても初めて具体的に定義した。

さらに, 『礼記・王政』の中で「八十者, 一子不从政。九十者, 其家不从政。废疾非人不养者, 一人不从政。」(80歳の高齢者のいる家庭は一人の国家に対する義務が免除される。90歳の高齢者のいる家庭は家族全員の国家に対する義務が免除される。自力で生活できない障害者のいる家庭は一人の国家に対する義務が免除される。)つまり, 自立生活ができない障害者は80歳の高齢者と同じ扱いになることがうかがえる。このように救済に関する規定は減免具合など細部まで見られる。

『周礼』と『礼記』に記載されていた周王朝前期の記述から, 障害者, 老幼・病弱者などに対しての行政的管理が強化されたことがわかった。救済対象者の認定から具体的な役の免除, 食料の支給, 仕事の斡旋まで, 社会的弱者に対して相応の救済制度を設けたことが見受けられる。

3) 原始福祉システムの構想

「夏・商・周」王朝の後春秋戦国時期に入り, 諸

子百家が活躍し、中国思想の黄金時代を築いた。この時期も障害者・弱者観の基礎が形成された時代である。『周礼』のように、原始的福祉思想についての論述は古代書物の中にしばしば見ることができるが、福祉に関する系統的な理論はまだ形成には至らなかった。体系的な福祉思想体制の輪郭を示したのは『管子・入国』であった。実際にどの程度まで実行されたか、まだはっきりした史料記載は見られないが、『管子』に記述されている弱者を生まれてから死ぬまで面倒を見る考えは、社会福祉政策として現代から見ても理想的な福祉システムと言える。

『管子』は春秋時代の斉国の著名な政治家である管仲（BC730-BC645）の思想を記した書物である。管仲は福祉保障制度の確立を重視し、自ら福祉システムを構想すると同時に、この福祉システム実施に力を尽くしたとされている。管仲は福祉保障システムを次の九の対象について構想した。その構想を詳しく記載したのは『管子・入国』である。管子が主張した保障対象とは次の九項目であった。「一曰老老、二曰慈幼、三曰恤孤、四曰**养**疾、五曰合独、六曰**问**病、七曰**通**穷、八曰振困、九曰**接**絶。」つまり高齢者、幼い子ども、孤児、障害者、配偶者を亡くした人、病人、貧困者、被災者、戦死者の九つの対象に及んでいた。さらに、この九項目はそれぞれ具体的な措置について詳細に述べている。障害者に対して、具体的に「**所谓养疾者**、凡国、都皆有**掌养疾**、**聋**、**盲**、**哑**、**跛**、**偏**、**枯**、**握**、**递**、**不**耐自生者、上收而**养**之疾官、而衣食之、殊身而后止。」（「**养疾**」とは、国や都に障害者を看護する専門施設を設置する。聾、盲、哑、跛、偏、枯、握、递、不耐自生者、上收而**养**之疾官、而衣食之、殊身而后止。」）と規定した。この国による障害者の保護に関する規定は、中国の長い歴史の中で障害者保護思想に大きな影響を与えている。

『管子』は『周礼』と『礼記』よりも援助対象が広いだけでなく、国の責任も明確にし、災害に対しての備荒、財政による支援や相互扶助の奨励など現制度と比べても目を見張るような内容であった。この構想はおそらく先駆的な意義を有する世界最古の系統的な福祉システムであり、伝統的な中国福祉システムの基礎も築き上げた。

4) 律令における障害者規定

春秋戦国時期のあと、中国の歴史は「秦、漢、三国、晋、南北朝、隋」などを経て、唐の時代までの社会福祉実践は基本的に『管子』あるいは『周礼』の福祉思想に基づくものであった。障害者に関する福祉環境を大きく変化させたのは、唐の律令の成立であった。律

令とは法体系を基軸に形成された政治体制である。律は刑罰規定であり、令は行政法、身分法、財産法を含む非刑罰法規である。各歴史段階に散在した法規定を編纂、整備し始めたのは晋朝（268年一）であり、唐朝中期（唐朝618年-907年）の全盛期に作られた律令は完成形と呼ばれ、以後中国歴代王朝の律令の規範ともなり、政治制度として隣国の朝鮮・日本・ベトナムにも伝わった。その前の時代において、統治者の「詔書」などは法律と同じ性格なもので、無条件に法を陵駕するものでもあった。この律令の成立は中国社会における新しい政法結合の政治体制の確立を意味する。

律令は障害者、老人など社会的弱者について認定から救済まで詳細に規定し、障害者に関係する条文は少なくとも30条以上も記載されている。これらの規定は障害者の認定をはじめ、障害者の保護や救済の法的根拠となった。さらに、中国の歴史上初めての完成法としての律令の障害者規定は、現在の障害者関係法律の形成や障害観の形成にも大きな影響を持っている。

律令戸令の「目盲条」では、まず比較的詳細に障害と病気について定義し、障害の程度によって障害者を**残疾**、**癡疾**と**篤疾**と三等級に分けた。そして等級の判定などに経て、それぞれの程度に応じて公の救済措置を行う。救済事項についても具体的に租税課役の減免、刑事責任の減免、人的な介護の支援などを規定した。

2. 中国古代障害者福祉思想の特徴

1) 儒教における福祉思想

古代インドと古代中国とは同じ家族血縁であるが、結果的にインドは障害者に対してより差別的であった（**张**,1997）。これはインド特有のカースト制による差別や仏教の「因果応報」の障害観と関係があると思われる。しかし、中国でもカースト制ほど厳格な等級制度ではないが、「富・貴・貧・賤」という社会的等級概念も根深かった。また、紀元前後にインド仏教の伝来による「因果応報」の思想もかなり定着した。これらのことを鑑みると、中国の歴史上障害者を手厚く保護してきたのは、やはり中華思想の主流である儒教思想であったと考えられる。中国には三大宗教と言われる儒教、仏教、道教があるが、仏教と道教も儒教の影響を強く受けている。

儒教は中国の最も代表的な思想であって、儒教倫理に基づく強い社会規範と伝統的道徳観念がすでに東洋人特有の一種の精神的な支えになっている。特に儒教における根本的な倫理・政治上の概念とは「仁」である。「仁」とは身近なものへの愛から出発して、その愛の及ぶ範囲を順次拡大してゆけば、最終的には人類

愛に到達すると考える倫理観である。また、儒教は「礼」(礼は日常生活の礼儀作法から国家の定める法規までを含む)、すなわち秩序と外的規範を提唱してきた。礼は人間の道徳心に訴えるものであり、法は強制力を持つものでもある。

この儒教の仁と礼の倫理観のもとで、儒教的君主徳政や儒教的家族規範などの考えが尊ばれ、その結果障害者をはじめ弱者に対する保護の考え方や、措置の責任所在に関する規定などが古くから見られる。すなわち、儒教思想による中国独特な救済を中心とした福祉制度が形成されていた。また、儒教社会の最高の理想像である「大同思想」が目指しているのも障害者を含めすべての人が安心して生活できる社会である。古代日本では儒教が定着していなかったため、総体的に見れば儒教理念による障害者の保護は見られなかったと言われている。

2) 律令の特徴

儒教に基づく古代福祉思想を形にしたのは律令の關係規定であった。障害者について先ず障害の程度による分類・等級の認定を行い、最終的に具体的な救済策を実施する。さらに国、自治体や家族の責任所在と罰則を明確化した。この完成法による障害者に関する一連の制度と措置は、その前の時代と一線と画するものであった。

3) 生活全般にわたる救済制度

律令を中心とした障害者への救済制度として、介護・収容・生活品の提供・仕事の斡旋などかなり生活の細部まで想定し、すべて国が提供する。これは家長制封建国家としての性格はかなりあるが、間違いなく国主導で公共的な税金で賄ういわゆる純粹の社会保障制度であったと言えよう。

また、救済制度は障害の程度に応じて、租税や課役、さらに罪の減免など多岐にわたった。

4) 同情色に満ちた救済

中国古代国家による障害者救済は、あくまで統治目的で社会の安定を計る制度であった。それを現在の人権の視点に照らし合わせると、人権に則ったものではなく、同情による救済であり、かなりの狹隘性があった。例えば障害者は実際に「科挙」という官吏登用のための資格試験への参加が不可、つまり官にはなれなかった。また、刑事証人にはなれないなど規定されていた。また、救済も主に物的支援であり、差別禁止や教育機会の提供のような精神的な支援は見当たらなかった。

5) 現代中国福祉制度に対する影響

『管子』の原始的な社会福祉保障システムや儒教のもとで作られた律令の弱者支援に関する規定は、現代中

国の福祉理念や制度に大きな影響を及ぼしている。

現代中国では、障害者に対して、基本的にまだ保護すべき対象と見なされている。現代の法律の中でも障害者などの犯罪について、減免する条目が残っている。中国の現刑法では、第18条に規定されている「自己の行為を弁別または支配する能力を完全に喪失していた精神病患者」のほか、第19条が「聾かつ啞の者または盲人の犯罪は、軽きに従い処罰し、処罰を軽減または免除することができる」と規定している(日本では明治40年からの旧刑法40条や、旧民法11条にも同じような規定があったが、いずれも1980年と1995年に廃止された)。この「聾・啞・盲」に関する規定は、世界の刑法の中でも珍しいものである。現代日本の刑法では、犯罪の刑事責任や刑の減免に関する諸規定の中で、障害者に関するものは、「心神喪失者に対する不処罰と心神耗弱者に対する刑の減刑」(刑法第39条)だけである。当然、現代人権思想の視点から異論はあるが、中国の聾啞障害者の間ではこのような規定廃止を求める動きは全く見られない。中国古来の障害者に対する寛大・救済の歴史を背景に、おそらく中国の聾啞障害者自身も含む、これらの免責規定について「差別」ではなく優遇として受け止めている人は多いではないかと考えられる。

また、障害者福祉分野において、東アジアの日本、韓国とベトナムにおいて、全体的に障害者に対して保護を中心とした制度を取っている。これらは多かれ少なかれ儒教と律令制度の影響であると考えられる。

3. 中国古代障害者福祉思想と現代福祉理念

1) 東洋と西洋の障害者福祉理念の違い

現代の福祉理念や制度と言え、おそらく欧米の人権思想に基づく福祉理念や制度が連想される。現代福祉理念を表す「Welfare」という言葉は日本では「福祉」と訳されている。この「福祉」は中国で現在使われている「福利」の語源でもある。「Welfare」の訳語として無意識に使われているが、本来は古代漢語の中で「福」と「祉」は神より賜る単なる豊かさや幸せの意味を指し、「利」はそれによってもたらされた利益のことであった。歴史の変遷と共に、「福祉」は絶対者からの恩賜の意味を持ち、「尊卑貴賤」の階層社会の形成にも影響した(池田,1994)。一方、西洋社会における社会福祉の「個人のみならず、社会全体としての幸せ」の趣旨を考えると、中国においても日本においても近代西洋社会の「Welfare」の概念について説明したり、理解したりできる社会的背景は元々

存在しなかった。

現代福祉思想の源流を辿ると、中国をはじめアジアが原始共同体の延長から農業共同体を基礎とする古代国家を形成した一方で、古代ギリシャやローマでは、原始共同体の解体を前提とするポリス国家の成立であった。国家は市民による民主政治によって運営される社会であったことから、共済制度は、没落市民のための相互扶助と公共事業的性格を持っていた。さらに、現代福祉思想の形成にあたって原始キリスト教の「神の前の平等」による隣人愛と平等思想の影響を大いに受け、西洋社会の歴史は人権平等思想形成の歴史でもあると言える。このように、西洋において長い歴史を経て、「平等」という概念は西洋人の考えに植え付けられているが故に、競争原理が発達し、人々は強者あるいは勝者を羨む傾向が見られる。一方、東アジアにおいて、儒教の「天命」思想や仏教または神道などによる生まれつき不平等な部分が社会構造及び人々の意識の中に存在しているため、共存思想が発達し、人々は力ではなく、仁慈、高潔、寛大などの徳を備えた聖人・人格者を崇拜する傾向がある。まさしくこの人権平等に対する考えは弱者福祉の理念と制度において、東洋と西洋の決定的な違いをもたらしている。

社会福祉分野においては、日本も含めて、東アジアは主に原始的な国家の恩恵や慈悲の性格を持つ「弱者救済型」福祉に属する。すなわち、弱者・要援護者をまず定義・認定あるいは選別してから支援措置を講じる。弱者の認定とは、理由にかかわらず人間が「不平等」であることが前提となり、当然ながら、心身的機能に障害のある者や、老人、婦女などはいつまでも慈善・保護の対象であると見なされる。これは現代西洋の「援助の対象は特定の階層を選別せず」という人権平等上の基本的視点から大きく離脱している。

しかしながら、古代中国において、国レベルの原始的福祉制度の登場は古代西ヨーロッパより遥かに早いだけではなく、「**疾疫皆有所養**」（すべての病人や障害者を養おう）のような障害者に対する政策としても、儒教を中心とした福祉思想は、欧州で提唱された人間平等や人道主義の理念より十数世紀も早い。言い換えれば、現代西洋社会の「人権思想」だけが障害者を保護してきたとは限らない。儒教を中心とした古代東洋の障害者福祉思想は、狭隘性を持ちながらも障害者を手厚く保護し、人権思想による障害者保護と性格を異にしながらも同じ役割を果たしてきたと言える。

2) 現代中国における障害者福祉制度のあり方

前述のように、中国や東アジアでは、理念上障害者救済の目的は社会的立場の弱い階層に幸福をもたらす制度であるが、さらに家族の役割を重視する点におい

て欧米とは大きく違っている。

グッドマン (Goodman, 1998) は東アジア各国の多様性と異質性を指摘しながらも、儒教主義と集団主義、家族の役割の重要さと福祉に対する政府の冷淡さと、四つの共通する特徴を述べた。また、現行の東アジア各国の福祉制度を鳥瞰しても、共通の特徴の一つとして企業の福利厚生と家族の役割はとでも重要な部分を占めていることが挙げられる。これらの福祉理念に儒教の思想が絡んでいることを容易に推測できる。また、吉田 (1986) によると、歴史的に東アジアと欧米を中心とする西洋社会の福祉活動における大きな思想的相違点は、まさに東アジアの方は倫理的である儒教で、西洋の方が宗教的であるということにある。また、儒教的福祉思想が民俗的道德として、社会福祉思想の底に沈み定着していると述べている。これらの理論はいずれも東アジアの特有な福祉思想あるいはその思想の中にある家族の役割の重要性を論じているものであった。

現代中国の社会福祉分野においても、基本的に今までの有益で伝統的な福祉思想の継承を基軸とし、特に人権に対しての考えも含めて現代西洋の福祉思想を取り入れつつある。継承と取り入れ、これは中国を含め東アジアに独自の福祉制度、いわゆる「東アジア福祉モデル」を見出せる前提条件でもある。

おわりに

中国や東アジア各国では、基本的に欧米と同じ障害者保護法という法律はある。しかし、具体的な規定や罰則の実施状況を見ても、欧米のような一歩踏み込んだものではない。この差は何であろう。東アジアの国々あるいはその社会は、障害者・社会的弱者の保護と救済に対して民俗的道德や伝統を期待している部分があるのではないかと推測できよう。また、弱者側もどちらかと言えば国や社会の救済を待つ方で、欧米のように自ら立ち上がって主張することも少なく、社会的弱者としての一種の諦めともとれる。人権教育によって障害者と健常者の人権意識を高揚させる一方で、古代東洋の伝統思想に秘められている独特な弱者保護思想の力を、今の時代においてどのように発揮させるのか、大いに吟味しなければならない課題である。

【引用参考文献】

- 王子今等 (2002) 中国社会福利史. 中国社会科学出版社, 26-59.
池田敬正 (1994) 日本における社会福祉のあゆみ. 法

中国古代における障害者福祉思想の形成とその特徴に関する一研究
—律令による障害者規定までの古代福祉思想をめぐって—

- 律文化社, 6.
- 本田二郎 (1977) 周礼通釈 (上). 秀英出版.
- 张应斌 (1997) 中印古代残疾观的比较. 嘉应大学学报, 5, 32-36.
- Goodman,R., White,G., and Huck-ju,K (1998) *The East Asian Welfare Model:Welfare Orientalism and State*. Routledge, London. 22-64.
- 吉田久一 (1986) 日本福祉思想の源流. 世界の中の日本の社会福祉—特色・役割・課題〈特集〉. 鉄道弘済会社会福祉部, 27-34.